

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年6月9日(2005.6.9)

【公開番号】特開2000-34372(P2000-34372A)

【公開日】平成12年2月2日(2000.2.2)

【出願番号】特願平10-216508

【国際特許分類第7版】

C 0 8 L 23/08

// C 0 8 G 18/66

(C 0 8 L 23/08

 C 0 8 L 75:06)

【F I】

C 0 8 L 23/08

C 0 8 G 18/66 A

C 0 8 L 23/08

C 0 8 L 75:06

【手続補正書】

【提出日】平成16年9月7日(2004.9.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

すなわち、まず、本発明で用いる熱可塑性ポリウレタン(b)は、数平均分子量が1,500~5,000のポリエステルジオール、有機ジイソシアネートおよび鎖伸長剤の反応により得られる熱可塑性ポリウレタンである。

熱可塑性ポリウレタンの製造に用いられるポリエステルジオールの数平均分子量が1,500未満であると、熱可塑性エラストマー組成物の耐ブロッキング性が低下し膠着を生じ易くなる。一方、該ポリエステルジオールの数平均分子量が5,000を超えると、熱可塑性ポリウレタンの流動性が低下して、エチレン- -オレフィン共重合体(a)中の分散性が悪くなり、得られる熱可塑性エラストマー組成物の溶融成形性が不良となる。熱可塑性ポリウレタン(b)の製造に用いられるポリエステルジオールは、その数平均分子量が1,800~4,000の範囲内であることが好ましい。

なお、本明細書でいうポリエステルジオールの数平均分子量は、J I S K - 1 5 5 7に準拠して測定した水酸基価に基づいて算出した数平均分子量である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

熱可塑性ポリウレタン(b)の製造に用いられる鎖伸長剤としては特に制限はなく、熱可塑性ポリウレタンの製造に従来から使用されている鎖伸長剤のいずれを使用してもよく、そのうちでもイソシアネート基と反応し得る活性水素原子を分子中に2個有する低分子化合物が好ましく用いられる。

そのような鎖伸長剤の例としては、エチレングリコール、プロピレングリコール、1,4-ブタンジオール、1,6-ヘキサンジオール、1,4-ビス(- ヒドロキシエトキ

シ) ベンゼン、1,4-シクロヘキサンジオール、ビス(- - ヒドロキシエチル)テレフタレート、キシリレンジリコールなどのジオール類；ヒドラジン、エチレンジアミン、プロピレンジアミン、キシリレンジアミン、イソホロンジアミン、ピペラジンおよびその誘導体、フェニレンジアミン、トリレンジアミン、アジピン酸ジヒドラジド、イソフタル酸ジヒドラジドなどのジアミン類；アミノエチルアルコール、アミノプロピルアルコールなどのアミノアルコール類などを挙げることができる。これらの低分子化合物は単独で使用してもよいし、2種以上を併用してもよい。そのうちでも、炭素数2～10の脂肪族ジオールが好ましく用いられ、1,4-ブタンジオールがより好ましく用いられる。